

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 6 月 16 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第 1500454 号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第 1600022 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における昭和50年8月1日から同年9月20日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和50年8月の標準報酬月額については、16万円から19万円とする。

昭和50年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年8月1日から同年9月20日まで

夫がA社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額の記録が国の記録と相違している旨のお知らせがB厚生年金基金から届いたので、国の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る標準報酬月額は16万円と記録されているところ、同事業所が加入しているB厚生年金基金から提出された加入員台帳異動記録照会画面によると、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る標準報酬月額は19万円と記録されていることが確認できる上、A社から提出された訂正請求記録の対象者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、資格喪失（昭和50年9月20日）時の標準報酬月額が「190千円」と記載されており、昭和50年11月11日付けの管轄社会保険事務所（当時）の確認印が押印されている。

また、A社の担当者は、請求期間当時、厚生年金基金と社会保険事務所に提出する社会保険関係の届書は複写式の届出用紙であり、同一内容の届書をそれぞれに提出していた旨回答して

いるところ、B厚生年金基金は、請求期間当時、同基金と社会保険事務所に提出する届書は、当基金作成の複写式の届出用紙であった旨回答しており、それぞれの回答内容は一致している。

さらに、B厚生年金基金の担当者は、A社において国の記録と基金の記録が相違している者は訂正請求記録の対象者のみである旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、B厚生年金基金に届け出た標準報酬月額と同額と認められることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る標準報酬月額については、19万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1500387 号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 1600023 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における昭和52年10月1日から昭和54年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和52年10月から昭和54年9月までの標準報酬月額については、19万円から22万円とする。

昭和52年10月から昭和54年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和14年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年10月1日から昭和54年10月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額の記録が国の記録と相違している旨のお知らせがC厚生年金基金から届いたので、国の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は19万円と記録されているところ、同事業所が加入しているC厚生年金基金から提出された加入員台帳異動記録照会画面によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は22万円と記録されていることが確認できる。

また、B社の担当者は、請求期間当時、厚生年金基金と社会保険事務所(当時)に提出する社会保険関係の届書は複写式の届出用紙であり、同一内容の届書をそれぞれに提出していた旨回答しているところ、C厚生年金基金は、請求期間当時、同基金と社会保険事務所に提出する届書は、当基金作成の複写式の届出用紙であった旨回答しており、両方の回答内容は一致している。

さらに、C厚生年金基金の担当者は、B社において請求期間当時の国の記録と基金の記録が相違している者は請求者のみである旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、C厚生年金基金に届け出た標準報酬月額と同額と認められることから、請求者の請求期間に係る標準

報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600029号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600024号

第1 結論

請求者のA社における平成23年9月10日の標準賞与額を12万3,000円、同年12月21日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成23年9月10日及び同年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年9月10日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年9月10日
② 平成23年12月21日

年金事務所から、請求期間の標準賞与額の記録が欠落している旨の連絡を受けた。所持している給与明細票を提出するので、調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された給与明細票及びA社から提出された平成23年分所得税源泉徴収簿により、請求者は、同社から、請求期間①は12万5,000円及び請求期間②は25万円の賞与を支給され、請求期間①は12万3,000円及び請求期間②は25万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額については、上記給与明細票により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は12万3,000円、請求期間②は

25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年9月10日及び同年12月21日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成23年9月10日及び同年12月21日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500456号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600021号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年8月26日から平成11年8月30日まで

私は、請求期間について、A社に在職していたが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の元事業主は、請求者を記憶しているが、請求期間当時の資料は所持していないため、請求者の退職時期は覚えておらず、請求期間において請求者に給与を支給したか不明と回答しており、請求者の請求期間における在籍状況について確認することができない。

また、A社で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、請求者と同日付けで被保険者資格を喪失した二人を含む複数の同僚は、請求者を記憶しているものの、請求者の退職時期は覚えていないと回答している。

さらに、請求者のA社における雇用保険の離職日と厚生年金保険被保険者資格喪失日は符合しているところ、上記同僚を含む複数の同僚においても、雇用保険の離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日は符合又はほぼ符合している。

加えて、オンライン記録によると、請求者の健康保険被保険者証は平成10年9月2日付けで返納されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。